

企業の農業参入促進へ

フューチャーアーキテクト株式会社
代表取締役会長兼社長

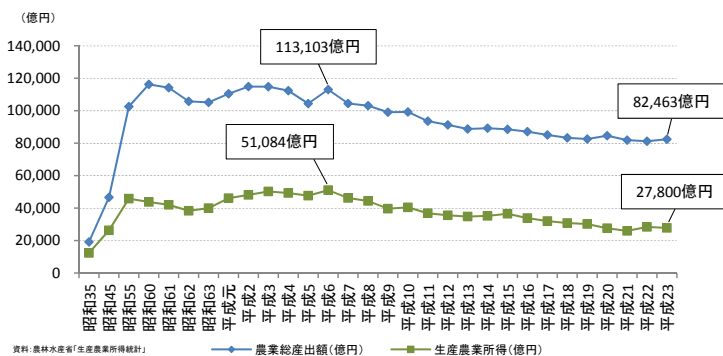
規制改革会議 農業WG座長

金丸 恭文

農業を取り巻く環境に関する基礎データ

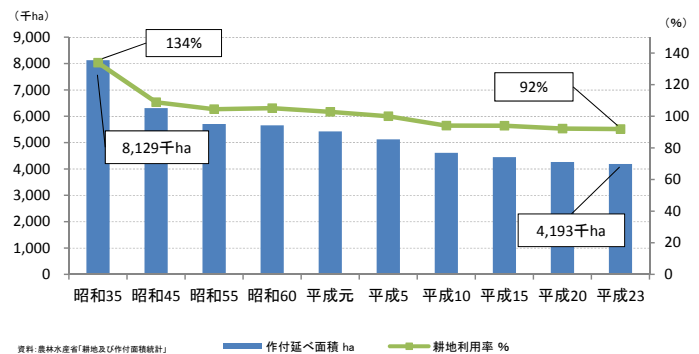
農業総産出額及び生産農業所得

- 平成23年の農業総産出額は、平成6年に比べ27%減少。
- 平成23年の生産農業所得は、平成6年に比べ45%減少。



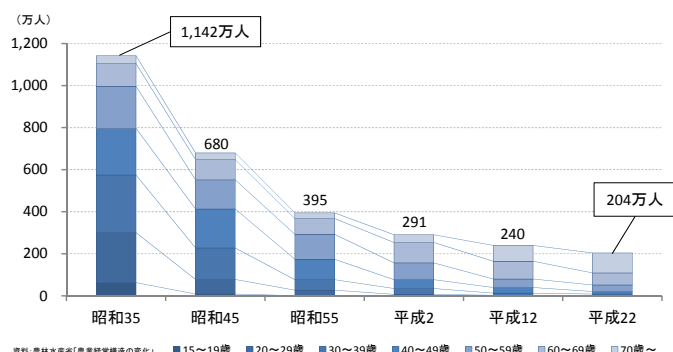
作付延べ面積及び耕地利用率

- 平成23年の作付延べ面積は、昭和35年に比べ48%減少。
- 平成23年の耕地利用率は、昭和35年に比べ42%減少。



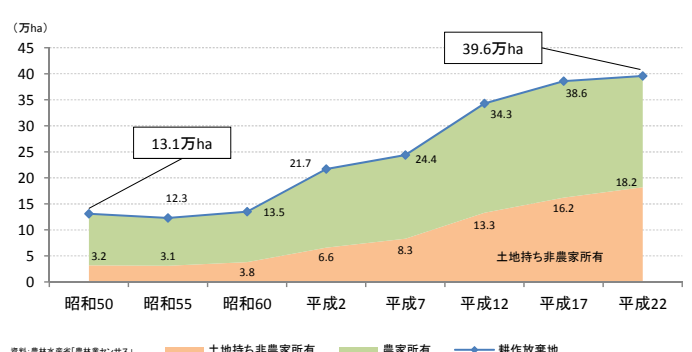
年齢階層別 基幹的農業従事者

- 平成22年の基幹的農業従事者は、昭和35年に比べ82%減少。
- 平成22年での平均年齢は66.1歳であり、39歳以下の割合は4%。



耕作放棄地

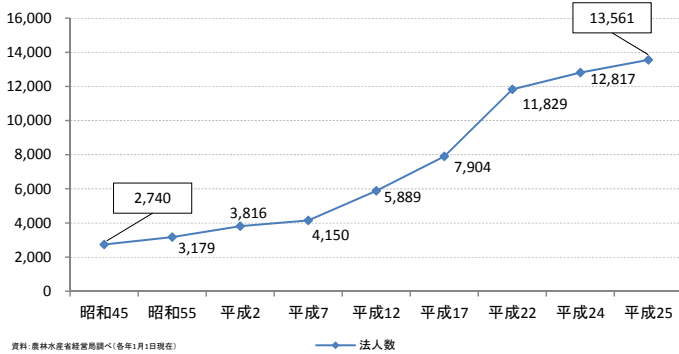
- 平成22年の耕作放棄地面積は、昭和50年に比べ3倍に増加。
- 平成22年での耕作放棄地のうち土地持ち非農家の割合は46%。



農業を取り巻く環境に関する基礎データ

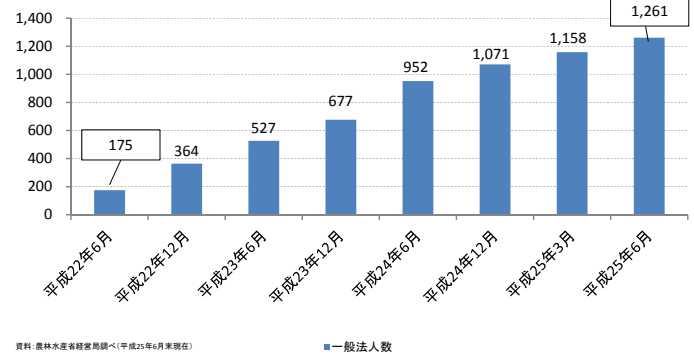
農業生産法人数

○農業生産法人数は、継続して増加傾向。



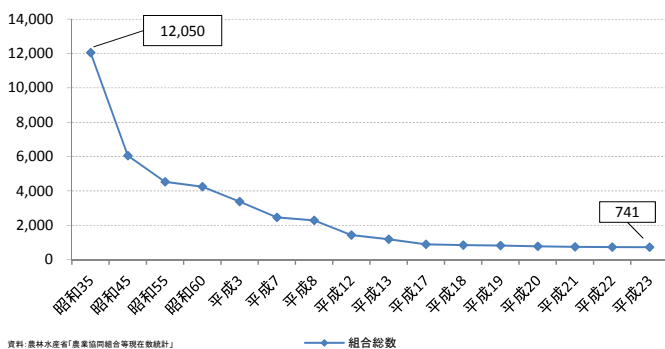
農業参入した一般法人数

○農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入。
○農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加。



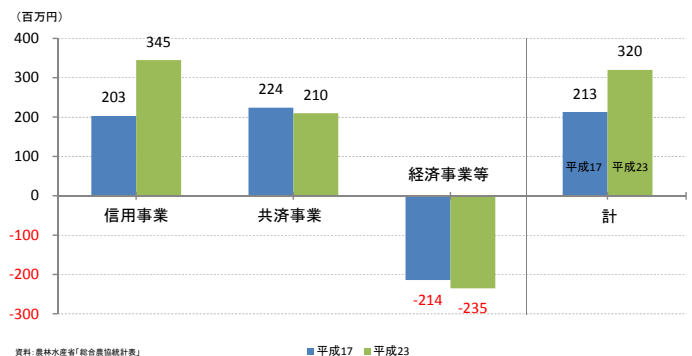
農協総数

○農協総数は、大幅に減少。



農協の部門別損益(1農協当たり)

○多くの農協は経済事業が赤字である一方、
信用・共済事業が黒字。



- ◆若者率4%は家族と地域に後継者がいない
- ◆若い人が参画しない事業は継続も成長もできない
- ◆若い人が参画するには普通の就職先の候補になり、かつ魅力的な仕事にする必要がある
- ◆それには法人化、集約化、付加価値化、IT化へ舵取りが必要
- ◆既存農業者、新規参入者共に、農業に若い人を参入させるためには法人化は不可欠
- ◆企業の土地所有については、パートナーになる農業者からの一定期間を経ての評価と、農業委員会の許可を加えれば過半を超えられる道筋をつける必要あり。



企業の農業参入の促進

株式会社ローソン
取締役会長
新浪剛史

1. 意欲ある農業の担い手と企業の英知・人材を総動員した 農業(酪農・畜産を含む)の産業競争力強化

(改訂成長戦略における「農業の成長産業化」の強化・加速化)

【基本方針】

- ①農地の貸付(リース)促進による「**経営規模の拡大**」と「**企業の参画促進**」等を通じた国内農業の**生産性向上** →現状、リースを活用しようとしても、やる気のある企業が農地を中々借りられていない
- ②企業の知見・経験の活用など、**1次・2次・3次産業が連携**した農産品・加工品の**差別化・高付加価値化**(**バリューチェーンの連結**=本格的な**6次産業化**による**競争力向上**)
- ③上記①・②を進めながら、**和食文化**も含めた**輸出マーケットの拡大**へつなげる(**食と農の国際展開**のための**総合戦略**の構築)

1. 意欲ある企業や個人が農業に参画しやすい環境の創出

⇒企業とノウハウのある人財のフル活用

【これまでの改革事項】

- 農地集約化に向け「**農地中間管理機構**」を始動
- 米の生産調整廃止等生産物の選択の自由を拡大

取組
強化

- ◆リース方式による農地の貸付促進を通じた経営規模の拡大
⇒5年を目処に企業の農地所有制限を解除(但し、利用制限)
- ◆改革意欲あふれる単位農協と経営力や技術力のある企業・個人との連携の抜本的強化
- ◆企業のIターン・Uターン人材の活用(60歳代、70歳代のノウハウを持つ人財活用)
- ◆これらを通じた「**農業ベンチャー**」の創出
- ◆農地中間管理機構における民間人材の登用(民間企業での経営経験のある者、成功した農業生産法人の経営者等)し、役員の過半でそうした人材を活用
- ◆農地中間管理機構のガバナンスの徹底強化<農地集積・経営規模の拡大・意欲ある新規参入者(企業・個人)の増加等の実績を客観的に評価・検証する機関を政府内に設置>

2. 6次産業化と輸出の促進

2. 「食のモノづくり」の知恵も活かした6次産業化の本格的な促進(バリューチェーンの連結)

【現状の課題】

- 6次産業化が進展していない(6次産業化官民ファンド=A-FIVEの活用が遅れている)
- 食品加工メーカー等の企業の有する技術力、マネジメント力等の活用が殆ど進んでいない

改革

- ◆6次産業化官民ファンドの農林漁業者の出資要件見直し、農林漁業者の範囲拡大のための法律改正による要件緩和(遅くとも2015年12月までに見直し・検討)
※法改正までの間の暫定的対応として、農林漁業者の資金不足に対応するため、農業参入企業等のファンド活用等についてガイドライン等で明示する。
- ◆植物工場等への投資の促進、農業版工業団地の整備

3. 「和食文化(食のコトづくり)」も含めた輸出マーケットの拡大

【現状の課題】

- 国際的な市場開拓や輸出拡大に向けた官民の意思の欠如(10カ年計画で蘭・仏・伊並みへ)
- 食文化を世界に伝える強い意思の欠如

改革

- ◆和牛・茶・水産物など「品目別輸出団体」の設立と「アグリ輸出振興機構」といった司令塔機能の構築による一元的な「オールジャパン輸出体制」の確立
- ◆国際規格化の推進、輸出市場でのコールドチェーン構築、検疫交渉の強化・重点化
- ◆「『和食』国際展開プラットフォーム」の創設 <参考1>
- ◆HACCP、Global GAP、ハラル等の国際規格化や国際物流網への接続機能強化等を推進する「輸出モデル地区」の創設 <参考2>

4. 酪農・畜産の成長産業化

【現状の課題】

- 酪農・畜産についても同様に経営規模の拡大、生産性向上が課題

改革

- ◆農地中間管理機構を活用した農地集積・経営の大規模化、6次産業化事業会社等企業の参画促進等による生産性向上・付加価値向上
- ◆指定団体に出荷しない自家製造販売枠(日量1.5t)見直し
- ◆自家製造以外への販売(乳業への販売等)の可能化
- ◆指定団体に委託せず全量を自己販売する酪農家の収益力向上を図る取組を支援

「農業参入促進のための 課題と政策」

八田達夫

大阪大学社会経済研究所
国際東アジア研究センター

1

I. 我が国の米農業の現状

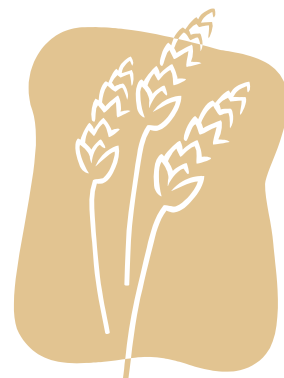


1. 農家の9割が農業を週末にやっているサラリーマンか、高齡の専業農家である
2. 兼業農家は、サラリーマン世帯より平均的には高所得を得ている
3. 兼業農家は、主に米を生産している
4. このため、日本の米の耕地面積は狭く、単収は低い

2

Ⅱ. 原因は米農業保護政策

1. 農地法による参入制限
2. 生産調整 | 1972年以来
3. 高い関税率



3

Ⅲ. 保護の本当の理由：農政トライアングル

1. 農政トライアングルが兼業農家の戸数を維持してきた
 - ① 兼業農家戸数は、高関税と生産調整によって達成された
 - ② 高米価によって維持されてきた
2. 政府予算に占める農水省予算の割合は、GDPに占める農林水産業の割合の4倍

4

IV. 参入促進のための制度改革

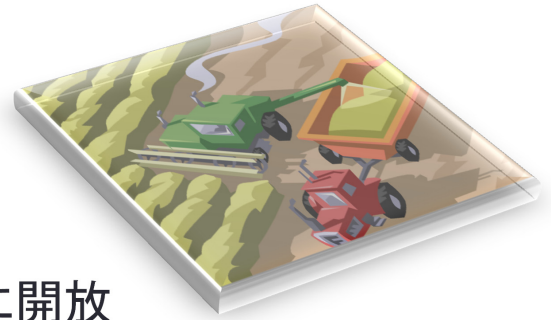
【1】生産調整廃止に伴うデカップリングされた戸別所得補償

【2】全中改革による単協の自由な活動と預金者保護の両立

- ① 農協の金融庁検査
- ② 農協の公認会計士監査

【3】全農の株式会社化 → 上場

【4】DNAに基づいた品種登録を民間に開放
ー現在は独法のみ対象



農業立国に舵を切れ —真の農政改革を目指して—

経済産業研究所・上席研究員
キヤノングローバル戦略研究所・研究主幹
農学博士 山下 一仁

1

日本農業の衰退

(1960年から現在まで)

- ▶ 65歳以上**高齢農業者**の比率1割→6割、65歳未満の男子のいる専業農家は7%。
- ▶ 食料安全保障に不可欠な**農地面積**は
609万ha+105万ha→455万ha▲**250万ha**(**転用と耕作放棄**)、耕作放棄地は40万ha、東京都の面積の1.8倍。
- ・アメリカ生産額1986~88年1,429億ドル→2008年3,215億ドル。**日本1984年11兆7千億円→2009年8兆円**。(一番保護してきた**コメが減少**)

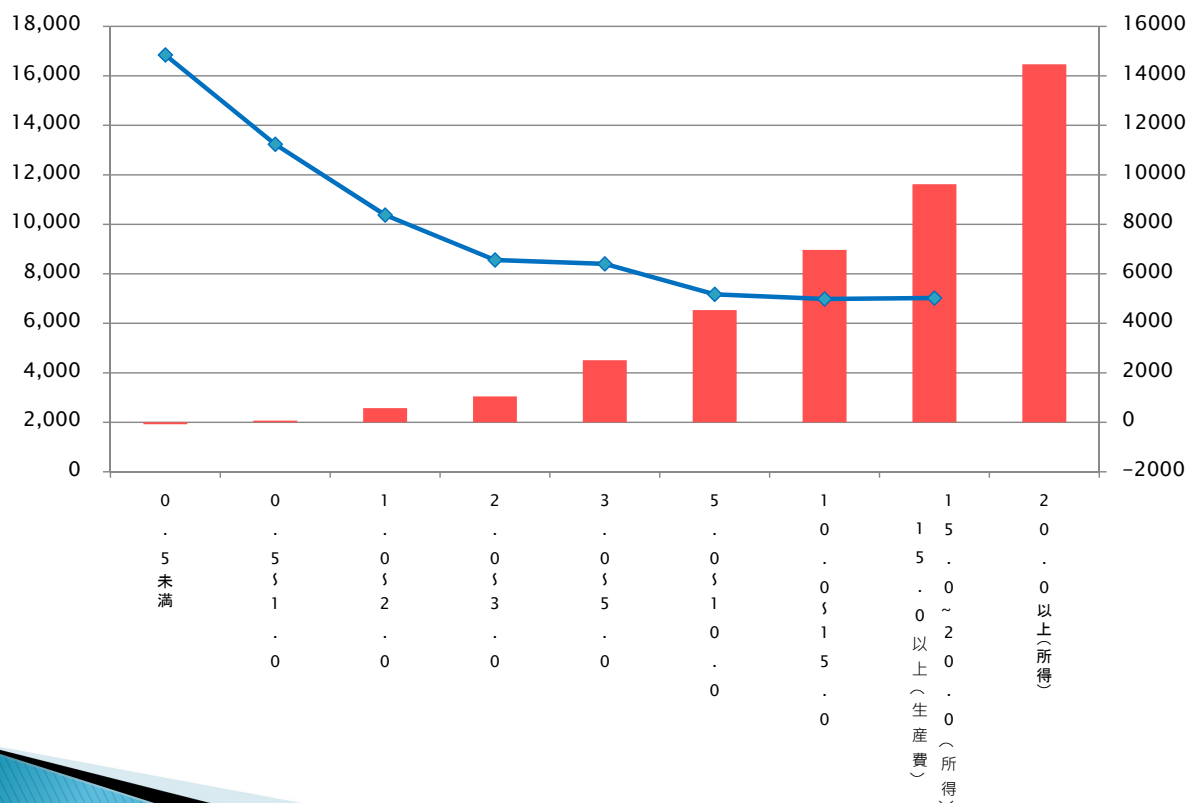
高い関税で国内農業を保護していたのに、農業衰退→**農業衰退の原因はアメリカや豪州にあるのではなく、国内に存在。**

2

米の規模別生産費と所得

(生産費:円/60kg)

(米作所得:千円)



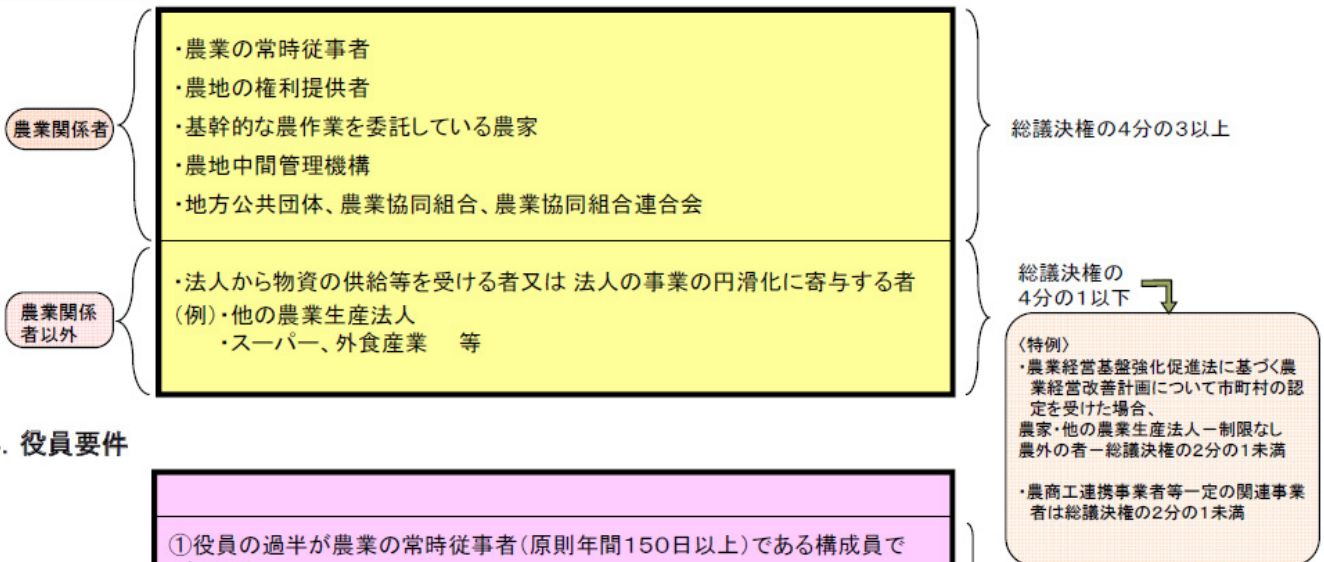
農政の大きな流れ

- ▶ 米騒動→米の間接統制(価格低下時に市場に介入して米価維持)→米の直接統制(食糧管理法により、米の価格、流通を政府が全面的に決定・統制)→農業と工業の所得格差の是正要求の下で、1960年代以降**米価の大幅な引き上げ**→米過剰により1970年**減反**政策開始→ウルグアイ・ラウンド交渉を経て食糧管理法廃止＝現在は減反政策により米価維持。
- ▶ 大恐慌後の農業恐慌→経済更生運動→農業・農村の全事業を実施する世界でもまれな**“総合農協”**を政府が創設→戦時下に統制団体→戦後農協に衣替え
- ▶ 戦前の小作農問題の解決→**農地改革**で**自作農**を創設→農地法によって、農地改革の成果(農地の**耕作者＝所有者**)を維持→株式会社は認められない

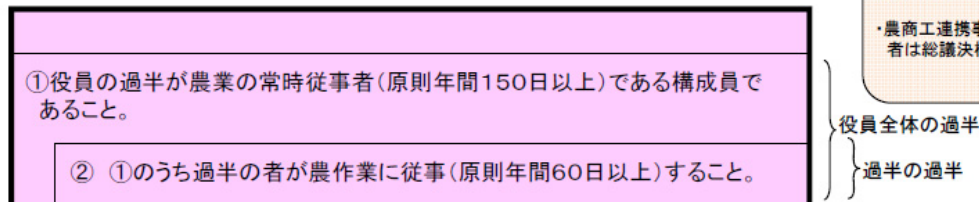
1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)[売上高が過半]

3. 構成員要件



4. 役員要件



農業を衰退させてきた農地政策

- ▶ 小作人を自作農とした戦後の農地改革の成果を維持しようとしたのが、「農地法」→所有者または土地に権原を持つ者＝耕作者の自作農主義(耕作者主義)→株式会社はこの等号が成立しない。
- ▶ 自作農主義から、農家が法人成りをしたような株式会社が原則(株式の譲渡制限、議決権のうち農業従事者等が3/4以上、スーパーや外食産業等の法人と関連した事業を営む者は1/4(例外的に1/2まで)以下、役員の過半が農業従事者等)
→若者が親や友人に出資してもらってベンチャー株式会社を作って参入しようとしても、出資者である親等が農業を行わない限り、できない。

既に崩壊した耕作者主義

- ▶ 2009年の農地法の改正で、企業が農地を借りて農業に参入するときは、このような制限なく参入することができるようになった。
- ▶ 農地の賃借権を持つのは株主で、耕作するのは従業員ですから、**農地の権利者と耕作者が同じであるべきだという農地法の思想は、既に放棄されている**と言っても良い。
- ▶ 賃借権だけではなく、所有権の取得についても、法律の建前からは、自由に認めざるを得ないはず。
- ▶ 少なくとも、資本金が少ないベンチャー株式会社については、農業者以外の出資比率についての制限をなくすべき。農業の後継者を阻んでいるのは、農地制度。

農協改革

- ▶ **農業の構造改革を常に妨害**（構造改革＝規模拡大＝農家戸数の減少）、兼業農家を滞留させて農業を衰退、兼業所得と農地の転用利益で巨大メガバンク化、
- ▶ **独禁法の適用除外**⇒弱者農家が作った組合が巨大化・独占化して農家を搾取、農家に押し付ける**高資材価格が生む高い食料品価格**
- ▶ 視点
 - ①**政治力排除**（⇒全中解体）
 - ②高い食料品価格につながる高コスト体質を作っている**農協の独占性を解体**（⇒全農の株式会社化、信用・共済事業分離）
 - ③**“農業”の“協同組合”**にするための改革（⇒准組合員の利用制限）